

令和 2 年度第 6 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 6 月 3 0 日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線 4 2 1 6〕

① 件 名
石巻市国土強靱化地域計画庁内検討会議の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>東日本大震災から得た教訓を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進のため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、国においては、平成 2 6 年 6 月に国土強靱化基本計画が閣議決定された。</p> <p>都道府県・市町村においては、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされており、令和元年度に地域の国土強靱化の取組を一層促進するため、防災、安全対策等国土強靱化に係る国の交付金及び補助金の一部について地域計画の策定を交付要件とする方向が示された。</p> <p>【目的】</p> <p>これまで、震災復興基本計画に基づき、防災集団移転促進事業や防潮堤、高盛土道路の整備など、災害に強いまちづくりを進めてきたが、地震、津波のみならず、昨今の異常気象を踏まえ、台風、大雨等の大規模自然災害が発生した場合のリスクを想定し、各リスクへ対応する必要があることから、地域計画の策定及び必要な事項の検討を行う庁内検討会議を設置する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 2 5 年法律第 9 5 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 6 年 6 月 国土強靱化基本計画が閣議決定</p> <p>平成 2 9 年 4 月 宮城県が国土強靱化地域計画を策定</p> <p>平成 3 0 年 1 2 月 国土強靱化基本計画の見直しについて閣議決定</p>
⑤ 主な内容
<p>1 設 置</p> <p>石巻市国土強靱化地域計画を策定するため、石巻市国土強靱化地域計画庁内検討会議を設置する。</p> <p>2 所掌事務</p> <p>(1) 地域計画の策定に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、地域計画策定に必要な事項に関すること。</p> <p>3 組 織</p> <p>(1) 会 長 復興政策部次長（国土強靱化担当）</p> <p>(2) 副会長 復興政策部次長</p> <p>(3) 委 員 各部の次長、各総合支所の次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、防災関連担当課長（危機対策課）、道路事業関連担当課長（都市計画課、道路第 1 課）</p> <p>4 事 務 局 復興政策部復興政策課</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
<p>【影響・効果】 計画を策定することにより、大規模自然災害等に備えるための、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり、産業政策等を含めた総合的な取組として計画的に実施することが可能となり、国が理念とする、強靱な国づくり・地域づくりが推進される。</p> <p>【財源措置】（令和2年度当初予算） 計画策定委託料 5,000千円（一般財源）</p>		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
<p>策定済み：宮城県（H29.4）、南三陸町（R2.3）、大衡村（R2.3） 策定中：仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、大崎市、川崎町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町（11市町） 策定予定：21市町 検討中：色麻町</p>		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和2年	7月	石巻市国土強靱化地域計画庁内検討会議設置要綱制定 第1回石巻市国土強靱化地域計画庁内検討会議開催（年4回開催予定）
	12月	計画の策定に関して庁議付議
令和3年	2月	パブリックコメント
	3月	計画策定
⑨ その他		